

一般社団法人三重県作業療法士会

会計に関する申し合わせ事項

平成25年2月 8日

平成27年4月10日

令和 2年5月 8日

令和 3年5月14日

1 (会議費)

- (1) 本会の会務執行にまつわる会議を対面式で開催する場合、お茶、弁当、茶菓子等を提供しても原則会議費として計上はできない。但し出席者に正会員以外が含まれ、お茶、弁当、茶菓子等を提供することがふさわしいと判断される場合は、かかった経費については会議費として計上することができる。
- (2) 県士会活動としてのイベントや研修会等を開催する場合、当日の運営に携わる者にお茶、弁当、茶菓子等を提供しても原則会議費として計上はできない。但し構成員に正会員以外が含まれ、お茶、弁当、茶菓子等を構成員に提供することがふさわしいと判断される場合は、かかった経費については会議費として計上することができる。
- (3) 会議費として計上するものについては、支払いの証明となるもの（領収書又は領収書が発行されない場合はレシート等）を会計報告時に添付して提出しなければならない。

2 (日当)

- (1) 本会の会務執行にまつわる会議を対面又は Web 会議システム等を用いて開催する場合、出席者に対し日当を別表1の①の基準にて支給することができる。但し上記の主催者は、会議の開催や実施時間、出席者等を証明するもの（会議録等）を会計報告時に添付して提出しなければならない。
- (2) 県士会活動としてのイベントや研修会等を対面又は Web 会議システム等を用いて開催する場合、当日運営に携わる者に対し日当を別表1の②の基準にて支給することができる。但し上記の主催者は、イベントや研修会等の開催や運営に携わった者等を証明するもの（実績記録等）を会計報告時に添付して提出しなければならない。

別表 1

日当支給基準

| 対 象 | 支給金額 (税込) |
|------------------|-----------|
| ① 会議 (実施時間60分以上) | 500円 |
| ② イベントや研修会等 | 700円 |

3（福利厚生費）

県士会活動としてのイベントや研修会等を開催するにあたり、その趣旨の範囲において当日の参加者にお茶などの飲料及び茶菓子等を提供する場合、かかった経費については福利厚生費として計上することができる。

3（研修会、伝達講習及び地区勉強会の諸経費）

研修会、伝達講習会及び地区勉強会の諸経費については、各々の主旨を鑑み、別表2の基準を設ける。

別表2

| | 参加費の徴収 | 講師謝金 |
|-------------|--------|--------|
| 研修会（学術部と連携） | あり | あり |
| 伝達講習 | なし（※1） | なし（※2） |
| 地区勉強会（SIG） | なし | なし（※2） |

※1 資料代等は必要に応じて徴収する。

※2 地区勉強会及び伝達講習は原則外部講師を呼ばない。必要な場合は別に予算を計上する。

4（支給の判断）

本会活動にまつわる正会員に対する旅費、参加費等の支給については、その活動が本会の公務に当たるかを理事会で検討した上で、あらかじめ社員総会にて次年度計画及び予算案として承認を得ることとする。但し、年度途中での想定外の事業が発生した場合は、理事会の承認をもって支給を可能とし、当該年度の社員総会にてその事業内容及び決算を報告し、承認を得ることとする。